

平成27年4月1日

月形町教育委員会

月形町いじめ防止基本方針

はじめに

子どもが健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、そのためには、子どもたちが生き生きとした生活ができる環境づくりが必要です。

子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるいじめ（インターネットを通じて行われるものを含む。）は、生命や身体に重大な危険が生じることもあり、大きな社会問題になっています。

月形町においても、月形町子どものいじめ防止条例に基づき、いじめを防止し、根絶していく取組を、これまで以上に推進していくために基本方針を策定し、いじめのない町を目指します。

《基本的な方向性》

1 町として

- (1) いじめの防止や解決に向けて、必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) いじめを受けた子どもへの適切な支援を行うため、相談体制の充実に努めます。
- (3) いじめに対する適切な指導や対応を行うため、学校や家庭、関係機関との連携の強化や体制の整備に努めます。
- (4) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを把握した際には迅速に必要な措置を講じます。
- (5) 子どもたちがいじめについて理解し、いじめを行わない、許さないという意識の醸成に向け必要な啓発を行います。

2 学校として

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づいて必要な指導、支援を実施します。

- (2) あらゆる教育活動を通じて、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育みます。
- (3) 子どもたちが主体となっていじめについて考え、子どもたち自ら防止する取組が実践できるように支援します。
- (4) 個別の面談やアンケート、子どもたちとの交流を通して、子どもたち一人一人の状況の把握に努めます。
- (5) いじめの早期発見、早期対応をするための組織体制及び相談体制を整えるとともに、いじめを把握した際には解決に向け迅速に組織的に対応します。
- (6) 保護者や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながらいじめ防止に取り組みます。

《実施する施策》

1 いじめの防止

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会や学校の取組について課題を明らかにし、学校と教育委員会が共通理解のもと、より実効性のある対策を検討します。

(2) いじめ防止強調月間の実施

「いじめ防止強調月間」を設け、学校の実態に応じて、子どもたちが主体的に考える取組を実施します。

(3) スクールカウンセラーの配置

子どもたちが安心して相談ができるように専門的知識を有した職員の配置など相談体制の整備を図ります。

(4) その他必要な取組の実施

2 いじめの早期発見

(1) いじめ相談窓口の設置

相談などが難しい子どもや保護者の声を少しでも把握し、対応するために教育委

員会に相談窓口を設置します。

(2) いじめの把握のためのアンケート調査の実施

子どもたちや保護者を対象としたアンケート調査を実施し、いじめの把握に努めます。

(3) インターネットパトロールの実施

定期的にインターネットパトロールを実施し、いじめの防止と実態の把握に努めます。

(4) その他必要な取り組みの実施

3 いじめへの対応

(1) いじめ対策委員会の設置

教育委員会の要請に応じ、調査を実施し、いじめの実態把握及び分析を行い、早期解消と被害拡大防止への取組を行います。

(2) 発生時の支援体制の充実

いじめを受けた子どもに対する支援、その保護者に対する情報の提供、及び支援を行う。いじめを行った子どもに対する指導、及びその保護者への助言を行い、継続した支援を行うとともに、子どもが安心して教育が受けられるよう、学校との連携を図ります。

(3) 関係機関との連絡

いじめの中でも生命や身体に重大な影響を及ぼすものや、犯罪行為として対応が必要なもの、及びその他連携が必要と判断したものについては、警察や児童相談所などの関係機関に相談、通報し、適切な対応を行います。

(4) その他必要な取組の実施

《その他》

1 取組マニュアルの徹底

町内小中学校には、毎年度初めに「いじめ問題への取組マニュアル」を周知して各校

のいじめ防止基本方針と合わせて、いじめの防止に向けた取組の充実を図ります。

2 基本方針の取組や内容については、いじめ問題対策連絡協議会等で点検し、必要に応じて見直しを行います。